



外為法に基づく対内直接投資等の規制

令和6年9月2日

弁護士 土肥 俊樹

doi_t@clo.gr.jp

第1 はじめに

外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）とは、対外取引の正常な発展、我が国や国際社会の平和・安全の維持等を目的に、支払等（第3章）、資本取引等（第4章）、対内直接投資等（第5章）、外国貿易（第6章）等の管理・調整に関するルールを定めています。

本稿で解説する対内直接投資等に関する規制とは、「外国投資家」が、一定の要件に該当する「対内直接投資等」（外国投資家による日本企業の株式取得等）を行う場合には、財務大臣及び事業所管大臣に対する事前届出又は事後報告を義務付けるものです。

以下、「外国投資家」と「対内直接投資等」の定義等について説明した上で、近時の告示改正についても触れつつ、事前届出の要否について解説いたします。

第2 「外国投資家」とは

1 「外国投資家」の定義

外為法26条1項は、以下の5類型に当たるものであって、対内直接投資等又は特定取得を行うものを、「外国投資家」と定義しています（同項1号～5号）。以下、実務的に問題となることの多い、③・④の類型について説明いたします。

- ① 非居住者個人
- ② 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体、又は外国に主たる事務所を有する法人その他の団体（特定組合等を除く）（以下「**外国法人等**」といいます。）
- ③ ①及び②が直接又は間接に議決権の50%以上を保有している会社（以下「**居住者外国投資家**」といいます。）
- ④ 組合等（以下の(1)~(3)）のうち、非居住者等の出資割合が50%以上、又は業務執行組合員の過半数が非居住者等のもの（以下「**特定組合等**」といいます。）
 - (1) 民法上の任意組合（ただし、投資事業を約して成立するものであって、1人又は数人に業務執行を委任している場合に限る）
 - (2) 投資事業有限責任組合
 - (3) 外国の法令に基づいて設立された団体であって、(1)・(2)に類似するもの（特定組合類似団体）
- ⑤ 非居住者個人が、役員又は代表権限を有する役員のいずれかの過半数を占める法人その他の団体

2 居住者外国投資家の範囲

前記③のとおり、非居住者個人及び外国法人等によって直接又は間接に議決権の50%以上を保有されている会社は外国投資家に該当するため、いわゆる外資系企業は、日本法人であっても外国投資家に該当する可能性がある点に留意する必要があります。

対内直接投資等に関する政令（以下「**直投令**」といいます。）2条1項は、議決権割合の算定に含まれる間接保有に係る議決権の範囲を定めており、具体的には、以下の議決権が、居住者外国投資家の判定において考慮されることとなります。

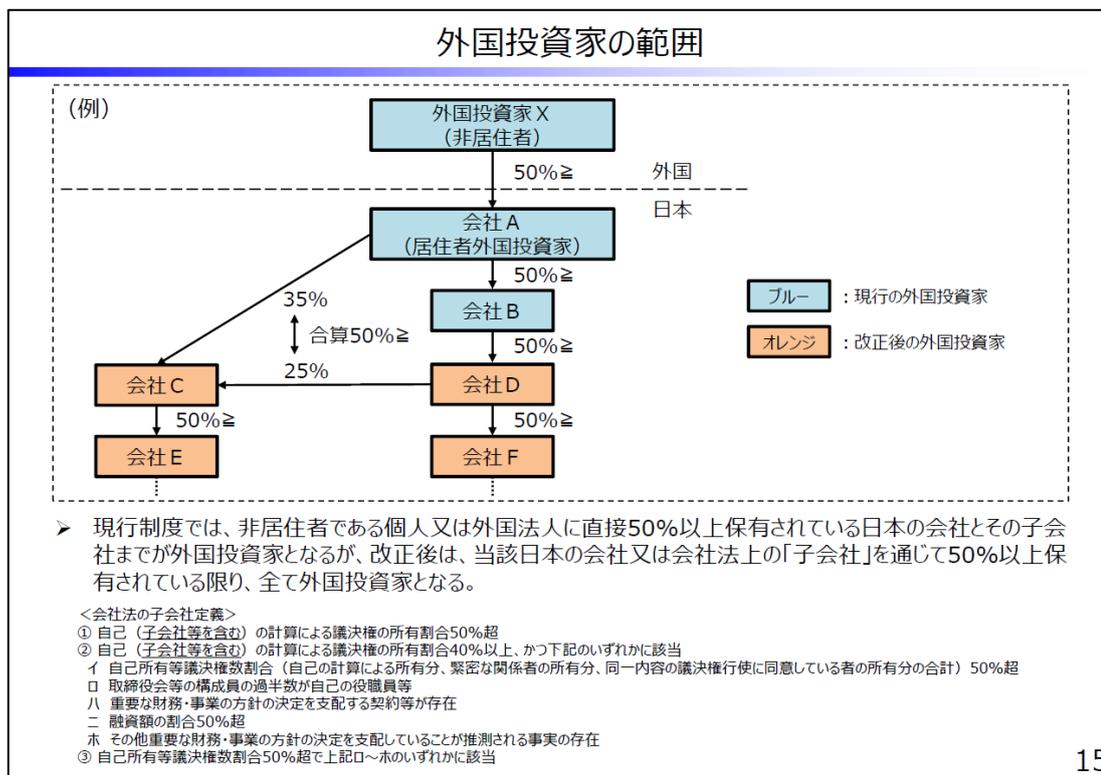
- ㉑ 非居住者個人又は外国法人等の出資比率が50%以上である会社（以下「**外国法人等子会社**」といいます。）が直接保有している議決権
- ㉒ 外国法人等子会社の子会社（会社法上の子会社¹）が直接に保有している議決権

令和元年改正（令和2年5月8日施行²）で㉒が追加されたことにより、下図のとおり外国投資家の範囲が拡大しているため、留意する必要があります。

¹ 会社法2条3号、会社法施行規則3条

² 経過規定によって、改正法の大半は令和2年6月7日より適用されています。

外国投資家の範囲



15

(出典：財務省「外国為替及び外国貿易法の関連政省令・告示改正について」(令和2年4月24日)³ 15頁)

3 特定組合等の範囲

(1) 「組合等」

外為法26条1項4号は、任意組合（投資事業を約して成立するものであって、1人又は数人に業務執行を委任している場合に限る）、投資事業有限責任組合、及び特定組合類似団体を「組合等」と定義しているため、匿名組合や有限責任事業組合は「組合等」に含まれません。その結果、これらの形態によるファンドは、外国投資家である「特定組合等」に該当しません⁴。

(2) 「特定組合等」

組合等のうち、①非居住者個人等の出資比率の合計が50%以上の場合、又

³ 財務省ウェブページ

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/fdi/gaitame_kaisei2020.html)

⁴ 匿名組合や有限責任事業組合について、組合員や営業者に「外国投資家」が含まれる場合に、事前届出等が必要となりうるかについては、令和2年4月30日付パブコメ回答

(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=395122004&Mode=1>) No.16を参照ください。

は②非居住者個人等が当該組合の業務執行組合員又は無限責任組合員（以下「GP」といいます。）の過半数を占める場合には、「特定組合等」として外国投資家に該当します。以下、各要件について、説明いたします。

ア 出資比率に関する要件について

「組合等」のうち、下記①～⑤による出資合計額の出資比率が 50%以上のものが、「特定組合等」として外国投資家に該当します。

- ① 非居住者個人（外為法 26 条 1 項 4 号）
- ② 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体、又は外国に主たる事務所を有する法人その他の団体（直投令 2 条 3 項 1 号）
- ③ 居住者外国投資家（特定上場会社等⁵を除く）（同項 2 号）
- ④ 非居住者個人が、役員又は代表権限を有する役員のいずれかの過半数を占める法人その他の団体（同項 3 号）
- ⑤ 組合等のうち上記①～④が GP の過半数を占めるもの（②～④に当たるものを除く）（同項 4 号）

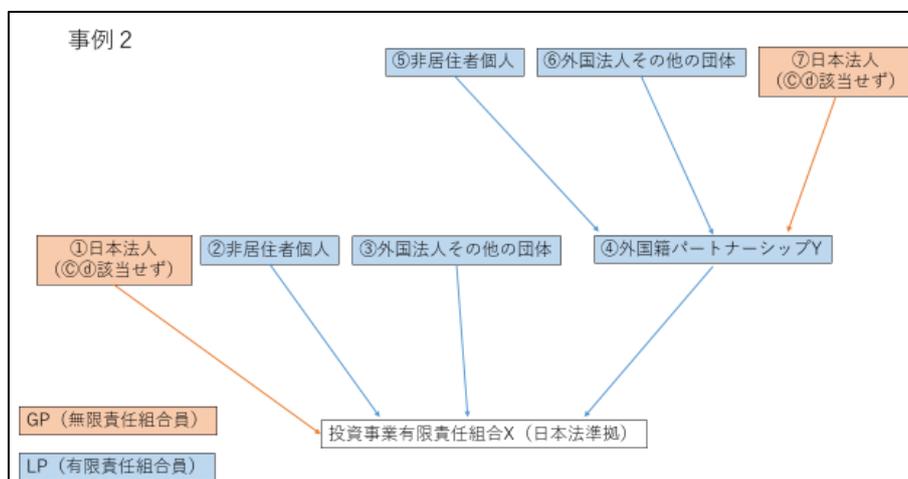
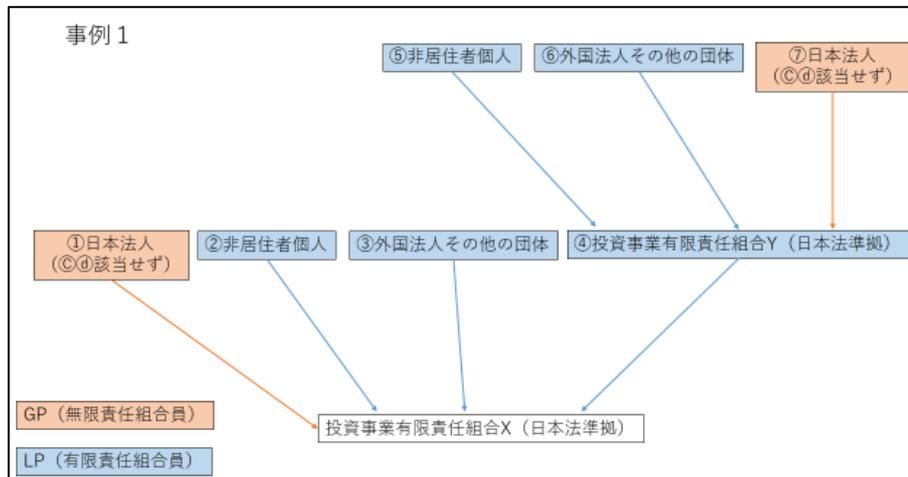
たとえば、下記事例 1 において、投資事業有限責任組合 X の「特定組合等」該当性を判断する場合は、②が①に、③が②に該当するため、これらの出資比率の合計が 50%以上かどうかを検討することになります。他方で、Y ファンド（④）については、GP である日本法人が①～④に当たらないため⑤に該当せず、出資比率の計算には含まれないこととなります⁶。

一方で、事例 2 については、②・③のほか、④の出資比率も考慮する必要があります。事例 1 同様、Y ファンドの GP は①～④に当たらないため、⑤に該当しないと思われませんが、当該ファンドは外国籍パートナーシップに当たるため、「外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体又は外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」として②に該当するためです⁷。

⁵ 直投令 2 条 4 項において定義されます。

⁶ なお、Y ファンドの有限責任組合員である⑤・⑥がそれぞれ①・②に該当することから、Y ファンドに対する出資比率を考慮すべきか、という点が問題となり得ますが、Y ファンド自体が⑤に該当しない以上、考慮する必要はないとの考え方が示されています（前掲注 4 パブコメ回答 No.12③）

⁷ 前掲注 4 パブコメ回答 No.12①



イ GP の割合に関する要件について

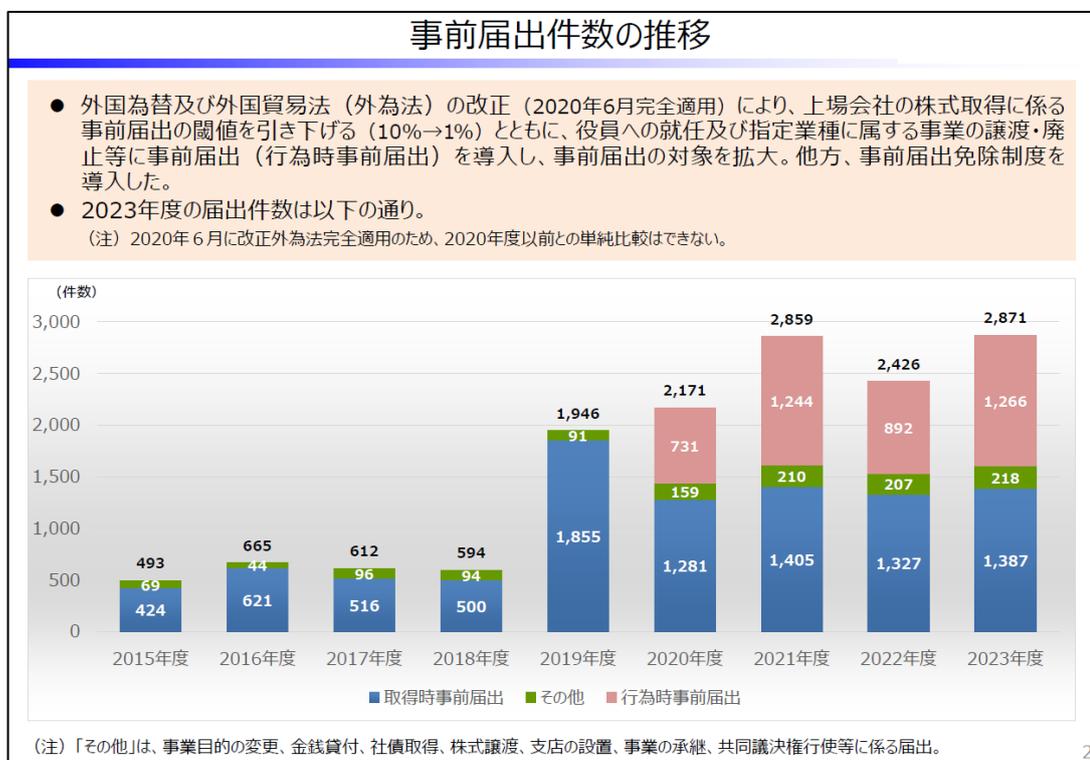
「組合等」のうち、下記㉗～㉜が GP の過半数を占めるものが、「特定組合等」として外国投資家に該当します。なお、㉗～㉜は、上記の㉑～㉕と同じです。

- ㉗ 非居住者個人 (外為法 26 条 1 項 4 号)
- ㉑ 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体、又は外国に主たる事務所を有する法人その他の団体 (直投令 2 条 5 項 1 号、同条 3 項 1 号)
- ㉒ 居住者外国投資家 (特定上場会社等を除く) (同項 2 号)
- ㉓ 非居住者個人が、役員又は代表権限を有する役員のいずれかの過半数を占める法人その他の団体 (同項 3 号)
- ㉜ 組合等のうち上記㉗～㉓が GP の過半数を占めるもの (㉑～㉕に当たるものを除く) (同項 4 号)

- ㉞ 組合等で、㉟～㊱による出資合計額の出資比率が 50%以上のもの
(直投令 2 条 5 項 2 号)
- ㊲ LLP のうち、㉟～㊱及び㊲～㊳の役員 (㊲～㊳が当該組合等の GP 又は当該 LLP の組合員である場合に限る) が組合員の過半数を占めるもの (同項 3 号)

第 3 「対内直接投資等」とは

「対内直接投資等」の定義には様々な行為類型が含まれますが⁸、下記資料を踏まえると、事前届出の要否との関係で特に問題となる行為として、株式等の取得や、役員就任議案等への同意が挙げられます。



(出典：財務省「対内直接投資等に関する事前届出件数等の公表について」(令和 6 年 6 月 26 日)⁹ 2 頁)

1 株式取得について

上場会社等の株式取得については、出資比率に関する閾値 (1%) が設定され

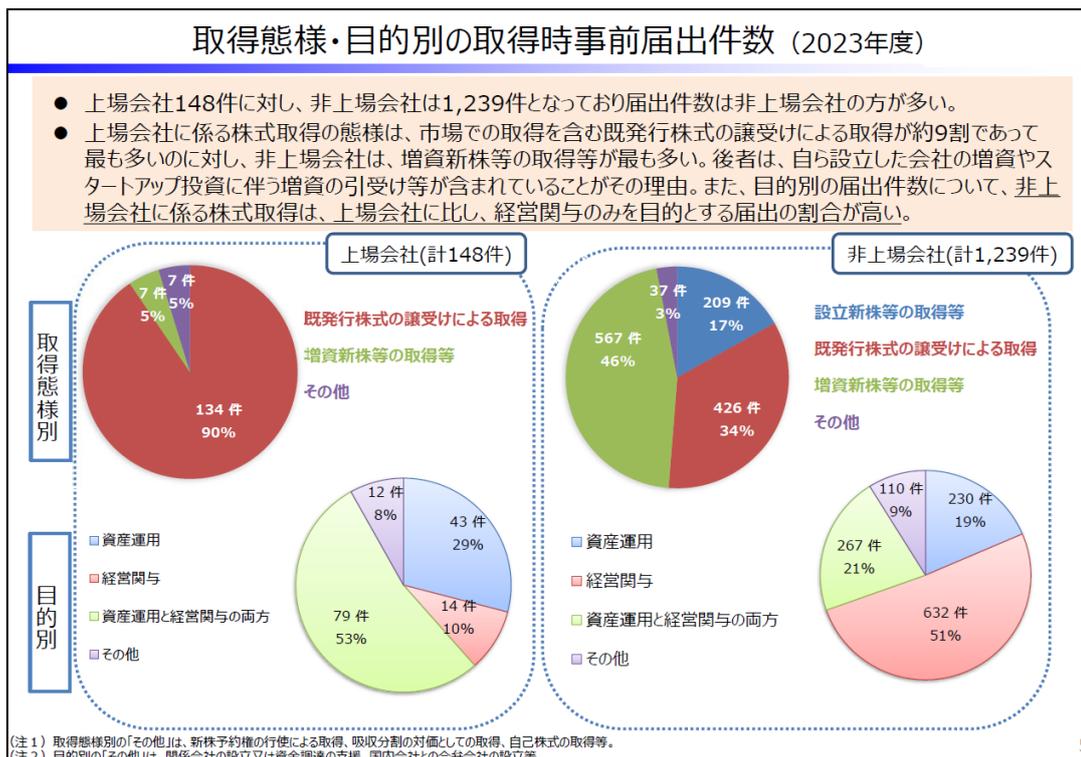
⁸ 外為法 26 条 2 項各号・直投令 2 条 16 項各号

⁹ 財務省ウェブページ

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/press_release/20240626.html)

ていますが¹⁰、非上場会社の株式取得については閾値の設定はないため、1株の取得であっても「対内直接投資等」に該当することに留意する必要があります。

したがって、外国投資家が、非上場会社の株式を取得（増資新株の引受け、外国投資家でないものからの既発行株式の譲り受け、日本法人の設立に当たっての設立新株の取得等）する場合には、「対内直接投資等」として事前届出の要否を検討すべきといえます。



（出典：財務省「対内直接投資等に関する事前届出件数等の公表について」（令和6年6月26日）5頁）

2 取締役等の選任議案に対する同意等について

令和元年の改正により、株式取得後の行為であっても会社の経営に重要な影響を与える行為として、取締役又は監査役の選任、事業の全部譲渡、会社が消滅会社となる吸収合併等の議案に対する同意についても、「対内直接投資等」に含まれました¹¹。

取締役又は監査役の選任については、外国投資家自ら又はその密接関係者の

¹⁰ 外為法 26 条 2 項 3 号、直投令 2 条 8 項

¹¹ 外為法 26 条 2 項 5 号、直投令 2 条 11 項各号

選任に係るものに限られるほか¹²、事前届出をして50%以上の株式を取得している会社の役員選任については届出が不要になる¹³等、一定の例外はあるものの、再任であっても改めて届出が必要になる可能性があることから¹⁴、外国投資家による役員選任議案への同意については、都度、届出の要否について確認する必要があります。

3 手続不要な行為

対内直接投資等には様々な行為類型が含まれますが、前述した事前届出をして50%以上の株式を取得している会社の役員選任のように、一定の対内直接投資等については、例外的に事前届出等の手続が不要となります¹⁵。

したがって、「対内直接投資等」に当たる行為であっても、直投令3条1項各号に定める例外規定の適用がないか、検討する必要があります。

第4 事前届出の要否

1 概要

外国投資家が行う対内直接投資等のうち、一定の業種を営む日本企業に対する投資等や、一定の国又は地域の外国投資家による投資等¹⁶については、国の安全等に係る技術等が流出すること等を防ぐ観点から、事前届出が義務付けられます。

事前届出が義務付けられた場合、外国投資家は、日本銀行を通じて財務大臣及び事業所管大臣に対して届出書を提出する必要があり、原則として、当該届出の受理日から30日を経過する日までは、当該届出に係る対内直接投資等を行うことができません¹⁷。

そのため、対内直接投資等を予定している場合には、事前届出の要否をあらかじめ検討し、事前届出が必要な場合には、審査に要する期間を考慮して取引

¹² 関係者の範囲は対内直接投資等に関する命令（以下「**直投命令**」といいます。）2条1項1号・2号に定められており、外国投資家が自らまたは第三者（発行会社を含みます。）を通じて提案する場合と、第三者（発行会社を含みます。）が提案する場合で異なります。日本銀行「外為法 Q&A（対内直接投資・特定取得編）」（令和6年8月改訂）（以下「**日銀 QA**」といいます。）Q7も参照ください。日銀 QA は日本銀行ウェブサイト

（https://www.boj.or.jp/about/services/tame/faq/t_naito.htm）から閲覧できます。

¹³ 外為法27条1項かっこ書き、直投令3条1項12号、直投命令3条2項7号

¹⁴ 前掲注4パブコメ回答 No.222

¹⁵ 外為法27条1項かっこ書き、直投令3条1項各号

¹⁶ 外国投資家の国籍又は所在国が、直投命令別表第1の掲載国以外の場合（外為法27条3項2号、直投令3条2項2号、直投命令3条5項）

¹⁷ 外為法27条2項

スケジュールを設定する必要があります¹⁸。もっとも、一定の基準を満たす場合には、事前届出免除制度を利用することも可能です。

また、事前届出が不要な場合であっても、原則として、対内直接投資等を行った日から45日以内に事後報告を行う必要があります¹⁹。

以下、事前届出の要件となる一定の業種について説明した上で、事前届出免除制度について解説いたします。

2 指定業種について

事前届出の要件となる一定の業種（以下「指定業種」といいます。）は、「財務大臣及び事業所管大臣が定める業種」とされており²⁰、①「対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」（以下「指定業種告示」といいます。）別表第一及び別表第二に掲げる業種に該当する業種、並びに②別表第三に掲げる業種に該当しない業種（別表第一及び別表第二に掲げる業種は除く）を指します。

そのため、発行会社が実際に営んでいる事業が別表第一及び別表第二に記載された業種に該当する場合には、指定業種に該当します（上記①）。別表第一及び別表第二に記載された業種に該当しない場合、別表第三に掲げる業種のみ該当するのであれば、指定業種に該当しません。他方で、別表第三に掲げる業種にも該当しない場合には、指定業種に該当することとなります（上記②）。

また、株式等の取得や事業目的変更等の同意を行う場合は、発行会社のみならず、発行会社の子会社等が営む事業が指定業種に該当しないか検討する必要がある点には留意が必要です²¹。

そのため、外国投資家としては、発行会社のコーポレートサイトや登記、適時開示、プレスリリース、有価証券報告書等の法定開示書類等も参照しつつ、発行会社及びその子会社等が実際に営んでいる事業内容を把握し、指定業種告示に従って、事前届出の要否を判断することとなります。

なお、実際に指定業種に該当するかどうかを判断するに当たっては、日本産業分類²²の解説が参考となるほか、財務省が公表している「本邦上場会社の外為法における対内直接投資等事前届出該当性リスト」が参考となります²³。

¹⁸ なお、事前届出を行った一定の対内直接投資等については、その実行後45日以内に実行報告を行う必要があります（外為法55条の8、直投令6条の5、直投命令7条）。

¹⁹ 外為法55条の5第1項、直投令6条の3第1項、直投命令6条の2第1項

²⁰ 外為法27条1項、直投令3条2項1号、直投命令3条3項

²¹ 直投令3条2項1号かっこ書き

²² 本稿執筆時点では令和5年7月告示が最新。同分類の解説は総務省ウェブページ（https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05index.htm）から閲覧できます。

²³ 財務省ウェブページ

（https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/press_release/20230519.html）

3 事前届出免除制度について

指定業種を営む発行会社に係る一定の対内直接投資等については、外国投資家等が一定の基準を遵守する場合、事前届出免除制度を利用することができます²⁴。なお、事前届出免除制度を利用した外国投資家は、対内直接投資等を行った日から45日以内に事後報告を提出する必要があります。

(1) 発行会社が非上場会社の場合

発行会社が非上場会社の場合には、①発行会社の営む事業が「コア業種」に該当しないこと、②外国投資家が免除基準を遵守すること、③審査を行う必要性が高い類型の外国投資家に該当しないこと²⁵等を要件として、事前届出免除制度を利用することができます。

発行会社が上場会社の場合との相違点としては、コア業種に当たる場合に、事前届出免除制度が利用できなくなる点にあります。

ア コア業種とは

指定業種のうち、国の安全等に係る対内直接投資等に該当するおそれが大きいものに係る業種として指定された業種であり²⁶、具体的には「対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」（以下「コア業種告示」といいます。）に定められています。

指定業種告示別表第一に掲げる業種は全てコア業種に指定されているほか、別表第二に掲げる業種についても、国の安全を損なうおそれの大きい業種が指定されています。

なお、コア業種に当たらない指定業種（以下「ノンコア業種」といいます。）として事前届出を行った場合であっても、審査の過程で、コア業種に該当する可能性を指摘されることもあります。そのため、事前届出免除制度を利用しない場合であっても、事前にコア業種該当性を検討しておくのが望ましいといえます。

イ 免除基準とは

外国投資家は、事前届出免除制度を利用する場合、以下の基準（以下

²⁴ 外為法 27 条の 2 第 1 項

²⁵ 過去に外為法に基づく刑事処分を受けたもの、外国政府等、外国政府等の支配を受ける法人等がこれに当たります（直投令 3 条の 2 第 1 項各号）。

²⁶ 直投令 3 条の 2 第 2 項第 3 号、直投命令 3 条の 2 第 3 項

「免除基準」といいます。)を遵守する必要があります²⁷。

- ① 外国投資家自ら又はその関係者が発行会社等の取締役又は監査役に就任しないこと
- ② 指定業種に属する事業の譲渡・廃止等の議案を発行会社の株主総会に自ら又は他の株主を通じて提案しないこと
- ③ 指定業種に属する事業に係る非公開の技術情報にアクセスしないこと

なお、③との関係で、どのような行為が非公開の技術情報へのアクセスに当たるかについては、「秘密技術関連情報」²⁸の取得、自己又は第三者に対する開示提案、当該情報の管理に係る社内規則等の変更提案、という3類型が定められています(免除基準告示2条3号イ～ハ)。

免除基準は投資実行後に遵守すべき基準のため²⁹、投資実行前のデュー・ディリジェンスの一環として情報開示を依頼したとしても、これによって事前届出免除制度の利用が妨げられるものではないとされています³⁰。

(2) 発行会社が上場会社の場合

発行会社が上場会社の場合、外国投資家の属性に応じて、包括免除と一般免除のいずれかを利用することができます。

ア 包括免除

外国投資家が外国金融機関に当たる場合は、発行会社の営む事業がコア業種に該当するか否かにかかわらず、免除基準の遵守を要件として、事前届出免除制度を利用することができます³¹。

イ 一般免除

外国投資家が外国金融機関に該当しない場合は、発行会社の営む事業がノンコア業種であれば、非上場会社の場合と同様、免除基準の遵守を要件

²⁷ 外為法27条の2第1項、免除基準告示(外国為替及び外国貿易法第二十七条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件)2条1号～3号。日銀QA・Q8もご参照ください。

²⁸ 「発行会社等の対象事業を営む部門において秘密として管理されている、技術、技術に関する研究開発の成果、生産方法、部品供給元その他対象事業に係る技術又はシステムに関連する情報(発行会社等の役員等に係る就業条件、報酬その他の役員等に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。)をいう」と定義されており(基準告示1条9号)、秘密管理性が要件とされています。

²⁹ 前掲注4パブコメ回答No.213

³⁰ 前掲注4パブコメ回答No.243

³¹ 直投令3条の2第2項第3号イ、直投命令3条の2第4項

として、事前届出免除制度を利用することができるほか、コア業種に該当する場合であっても、前記①～③の基準に加えて、以下の上乘せ基準を遵守すれば、10%未満の株式取得に限り事前届出免除制度を利用できます³²。

- ④ コア業種に属する事業に関し、取締役会または重要な意思決定権限を有する委員会に自ら出席し、または自らが指定する者を出席させないこと
- ⑤ コア業種に属する事業に関し、取締役会もしくは重要な意思決定権限を有する委員会またはそれらの構成員に対し、自らまたは自らが指定する者を通じて、期限を付して、回答・行動を求めて書面で提案を行わないこと

第6 令和6年8月16日告示改正について

本年8月16日、サプライチェーン保全等のためのコア業種の追加に関する外為法関連の改正告示が公表されました（以下「本改正」といいます。）³³。

本改正によって、指定業種告示とコア業種告示が改正され、指定業種及びコア業種の範囲が拡大されました。本改正は、本年9月15日以降に行う対内直接投資等について適用されます。

| 追加対象業種 |
|--|
| 【特定重要物資関連業種】 <ul style="list-style-type: none">• <u>半導体製造関連機器</u>の製造業（半導体製造のために専ら用いられる機械器具、部分品、物資及び素材等）• <u>先端電子部品</u>の製造業（積層セラミックコンデンサ等の電子部品類及びそれらの素材等）• <u>工作機械部品</u>の製造業（ボールねじ、リニアガイドやリニアスケール等の工作機械部品）• <u>船舶用機関</u>の製造業（4サイクルであり、かつ、連続最大出力735kw以上の民生船舶用のディーゼルエンジン） |
| 【その他、国の安全等の観点から追加する業種】 <ul style="list-style-type: none">• <u>光ファイバケーブル</u>の製造業（石英系の光ファイバ・光ファイバ素線）• <u>複合機</u>の製造業（データの送受信機能を有するものであって、複写やスキャン等の複数の機能を有する機械器具） |

* 以上の結果、経済安全保障推進法の「特定重要物資」は、すべて外為法上の対内直接投資等・特定取得のコア業種としてカバーされることになる。

（出典：財務省「外為法上の投資審査におけるコア業種の追加について」（令和6年8月16日））

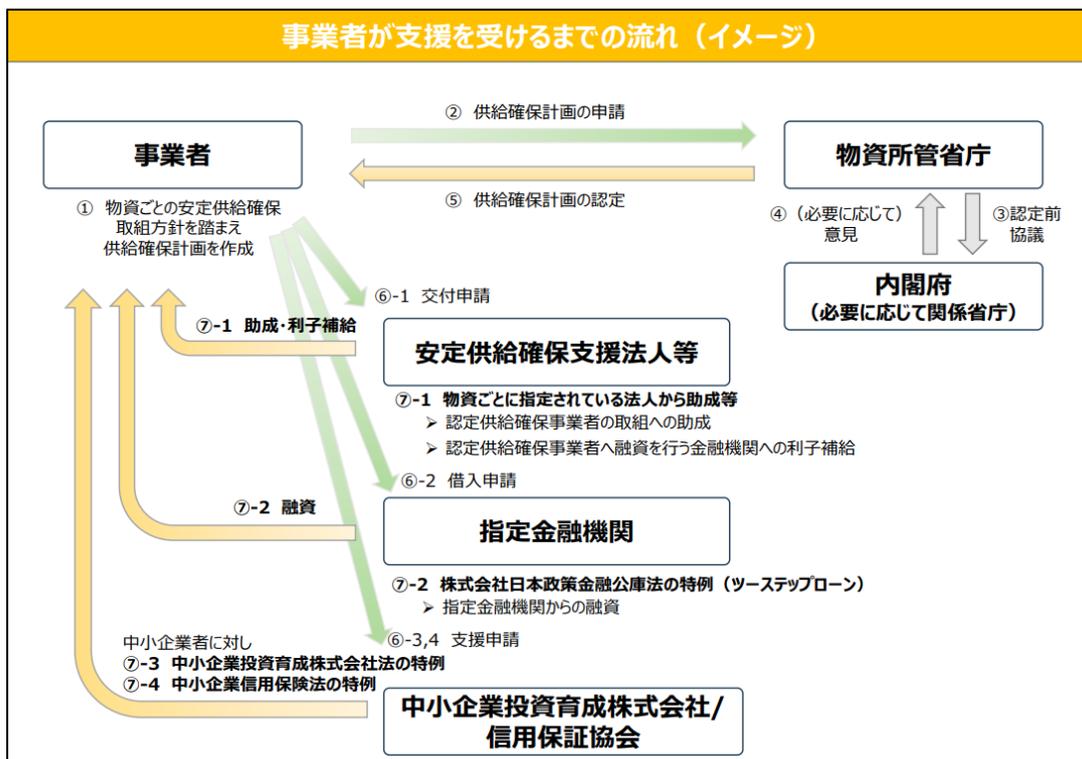
³² 直投令3条の2第2項第3号ロ、免除基準告示2条4号

³³ 財務省ウェブサイト

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/press_release/20240807161111.html)

本改正は、令和4年5月11日に成立した経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「**経済安全保障推進法**」といいます。）によって創設された4つの制度³⁴のうち、重要物資の安定的な供給の確保に関する制度（以下「**サプライチェーン強靱化制度**」といいます。）における「**特定重要物資**」の追加指定を受けて行われた改正です³⁵。

なお、同制度は、国民の生存に必要な不可欠な又は広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物資について、「**特定重要物資**」として指定し、これを供給する民間事業者に対して、助成金交付等の支援を行うものです。令和4年12月に経済安全保障推進法の施行にあわせて「**特定重要物資**」として指定された11物資（抗菌性物質製剤、肥料、永久磁石、工作機械・産業用ロボット、航空機の部品、半導体、蓄電池、クラウドプログラム、天然ガス、重要鉱物及び船舶の部品）³⁶については、令和5年4月24日の告示改正（以下「**令和5年告示改正**」といいます。）³⁷によって、既にコア業種に追加されています。



³⁴ 重要物資の安定的な供給の確保、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、先端的な重要技術の開発支援、特許出願の非公開の4つをいいます。

³⁵ 本年2月2日に施行された経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（以下「**経済安全保障法施行令**」といいます。）の改正によって先端電子部品（コンデンサー及び波器）が「**特定重要物資**」に追加指定されています。

³⁶ 経済安全保障法施行令1条1号～11号

³⁷ 財務省ウェブサイト

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/press_release/20230424.html

(出典：内閣府「経済安全保障推進法に基づく重要物資の安定的な供給の確保（サプライチェーン強靱化）に関する制度について」（2024年4月）5頁³⁸)

本年9月15日以降に行われる投資や株主総会における議決権行使については、本改正に伴う事前届出が必要とならないか、すなわち、当該投資等に係る発行会社が、本改正によって追加された指定業種に属する事業を営んでいないか、改めて検討する必要があります。

また、令和5年告示改正及び本改正も踏まえますと、今後も、サプライチェーン強靱化制度における「特定重要物資」の追加指定がなされた場合には、当該指定を受けて、指定業種・コア業種の範囲が拡大することも予想されます。

そのため、外国投資家においては、今後も、外為法のみならず、経済安全保障推進法の動向には留意する必要があります。

以上

当事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではありません。本稿記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要がございます。お問い合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

clo_mlstop@clo.gr.jp

³⁸ 内閣府ウェブサイト

(https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/supply_chain/doc/sc_gaiyou.pdf)